



地域脱炭素の取組の現状と課題

2024年5月27日
環境省



地方公共団体による脱炭素の取組の加速化

- 東京都・京都市・横浜市をはじめとする**1,078自治体**（46都道府県、604市、22特別区、352町、54村）が「**2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ**」（ゼロカーボンシティ）を表明。



- 都道府県・市区町村において、温対法に基づき区域内の温室効果ガス排出削減等を行った**地方公共団体実行計画を策定済みの団体**は、令和元年10月には**569団体**であったが、令和5年10月には**727団体**になる等、**地域脱炭素の動きが加速化**。（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）
- 公共施設におけるZEB認証建築物数は、令和3年度調査の25カ所から**令和5年度には、約8倍の195カ所に増加**。

今後の進め方（案）

- 中環審・産構審合同会合において、6月下旬から地球温暖化対策計画の見直しに関する議論が開始
- 地域脱炭素施策については、有識者検討会で議論をとりまとめた上で、温対計画の見直しの中で議論する予定だが、特に、国と地方が一層連携し、共通認識を持ちながら取組を進められるよう、地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会を開催し、課題や今後の方策含め議論を行う。

5月27日
地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会



6月下旬
地域脱炭素に関する有識者検討会



5月14日
環境大臣から、温対計画見直しの議論開始について発表

6月下旬
地球温暖化対策計画議論開始
(中環審・産構審合同会合)

秋頃
地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会



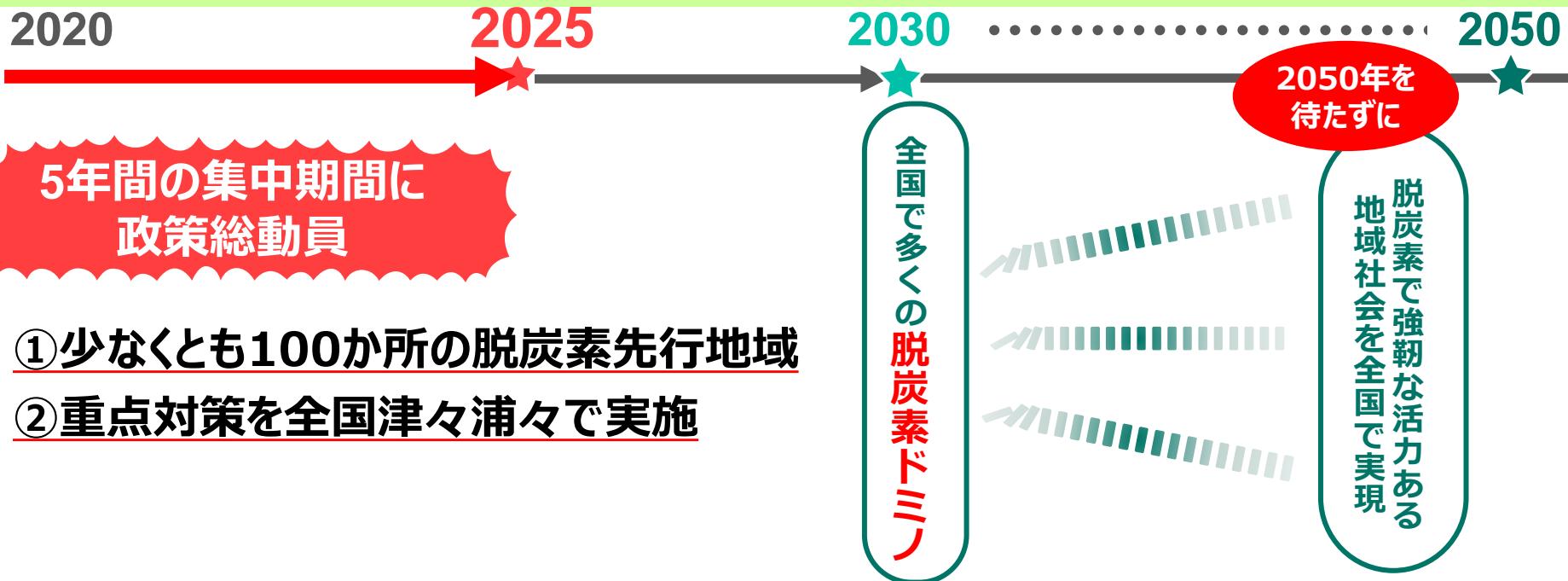
検討会とりまとめ



年度内目処
地球温暖化対策計画改訂

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ①2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ②全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 加えて、継続的・包括的支援、ライフスタイルイノベーション、制度改革を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



地域脱炭素の資金面の支援・措置

○地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業）

令和6年度予算 : 425.2億円

令和5年度補正予算額 : 135億円

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

令和6年度予算 : 20億円

令和5年度補正予算額 : 20億円

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に対し、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池の導入を支援

○脱炭素化推進事業債（地方財政措置）

令和6年度 : 1000億円

公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車、一定の地域新電力等に対する補助金）

○株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給

令和6年度 : 最大600億円

（産業投資と政府保証の合計）

株式会社脱炭素化支援機構を通じて、国の財政投融資からの出資と民間からの出資からなる資本金（令和6年4月現在289億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融資（リスクマネーの供給）を実施

地域脱炭素の人材・情報・技術面の支援等

○地域脱炭素のための中核人材育成・確保

即戦力としてのアドバイザー派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成

○地域脱炭素の情報・技術支援

再エネポテンシャル推計結果概要やポテンシャルマップ等を掲載するREPOSの機能拡充

都道府県・市町村別の電力消費量及び自家消費分を除いた再エネ発電量が把握できるデータを公表

○各省連携

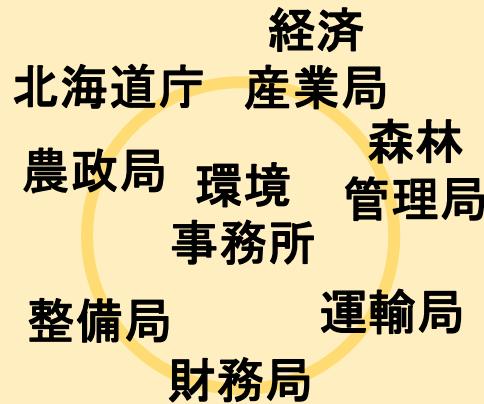
環境省を含む1府6省の、地域脱炭素に係る財政支援等163事業を「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」としてとりまとめ公表

○地域脱炭素推進のための地域の連携体制構築

相談窓口体制を地方環境事務所が中心となって確保し、連携枠組みや支援ツールを組み合わせて支援するなど、地域脱炭素推進のための地方支分部局間の連携体制を強化

金融機関、経済団体、大学、地方自治体、国などがコンソーシアムを組織し、脱炭素化支援機構等を活用し、地域脱炭素投資を促進するための体制を構築

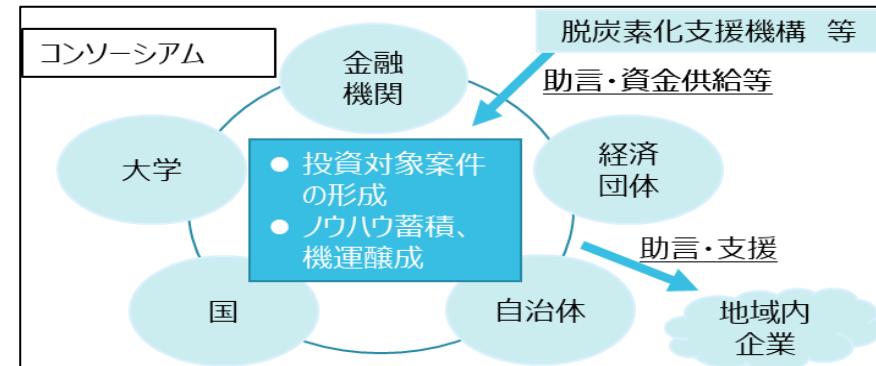
「ゼロカーボン北海道」タスクフォース地方支分部局会合



国の地方支分部局が縦割りを排して水平連携

- ゼロ北テラス（ワンストップ窓口）を設置
- 連携枠組みや支援ツールを組み合わせて地方公共団体を支援

地域脱炭素投資促進のためのコンソーシアム



※株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融資促進事業のうち、
(1) 地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資促進事業

脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第4回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第4回までで、全国36道府県94市町村の73提案を選定し、取組を実施。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5	
第1回	第2回	第3回	第4回
26 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)

九州・沖縄ブロック(11提案、1県29市町村)

福岡県 北九州市他17市町、うきは市

長崎県 長崎市

熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町

宮崎県 延岡市

鹿児島県 日置市、知名町・和泊町

沖縄県 宮古島市、与那原町

中国ブロック(8提案、9市町村)

鳥取県 鳥取市、米子市・境港市
島根県 松江市、邑南町
岡山県 瀬戸内市、真庭市、
西粟倉村
山口県 山口市

北海道ブロック(6提案、6市町)

札幌市、苫小牧市、石狩市、奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(10提案、1県10市村)

富山県 高岡市
福井県 敦賀市
長野県 松本市、上田市、飯田市、
小諸市、生坂村
岐阜県 高山市
愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県

四国ブロック(4提案、5市町村)

高知県 須崎市・日高村、
北川村、梼原町、
黒潮町

東北ブロック(9提案、2県9市町村)

青森県 佐井村
岩手県 宮古市、久慈市、紫波町
宮城县 仙台市、東松島市
秋田県 秋田県・秋田市、大潟村
福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(15提案、1県16市町村)

茨城県 つくば市
栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、
那須塩原市
群馬県 上野村
埼玉県 さいたま市
千葉県 千葉市、匝瑳市
神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
山梨県 甲斐市
静岡県 静岡市

近畿ブロック(10提案、1県10市町)

滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
京都府 京都市
大阪府 大阪市、堺市
兵庫県 姫路市、尼崎市、加西市、淡路市
奈良県 生駒市

(参考) 地域特性に応じた取組事例 (脱炭素先行地域) ①



畜産×脱炭素で生み出す 産業の持続的な成長と良好な生活環境 (北海道鹿追町)

<対象エリア>

役場周辺エリア、瓜幕エリア、然別湖エリア、エネルギー供給エリア、公共施設群等

<取組内容>

- 対象エリアに畜産ふん尿由來の**バイオガスプラント**や**太陽光発電**由來の再エネを供給して脱炭素化するとともに、**農業の持続的な成長と良好な生活環境の創出**を両立
- バイオガスプラントの余剰熱をチョウザメ養殖やマンゴーの冬期栽培に活用するほか、**水素**を製造して充填・燃料電池に供給し、**電気・熱の常時供給体制構築**



余剰熱を活用したチョウザメ飼育

冬期のマンゴー栽培 (出典) 鹿追町HP

下水道の脱炭素化による住民負担の軽減 (秋田県・秋田市)

<対象エリア>

秋田市向浜地域の公共施設群

<取組内容>

- 秋田県臨海処理センターの敷地内に**消化ガス発電**や**風力発電**、**太陽光発電**を導入し、自営線により電力を供給
- 県内施設の中でもエネルギーコストが大きい施設へ再エネを活用することにより、**下水道使用料に係る住民負担を軽減**



秋田県臨海処理センター

(参考) 地域特性に応じた取組事例 (脱炭素先行地域) ②



「使いながらZEB」改修で進める地域活性化 (宮城県仙台市)

<対象エリア>

定禅寺通エリア（働く・集う場所）、泉パークタウンエリア（暮らす場所）、東部沿岸エリア（学ぶ・楽しむ場所）、エネルギー供給エリア

<取組内容>

- 「脱炭素リノベーション支援チーム」とともに、「使いながらZEB改修」モデルの構築により、業務や営業への影響を最小限にとどめつつ、**既築ビルの脱炭素化**を実現。
- DR/VPPによるエネマネにより住宅の再エネ設備の自動制御を行い、東北大の知見を活用して**市民の行動変容**施策に発展。
- 定禅寺通エリアから排出される事業系ごみとケヤキの剪定枝を**バイオマス発電の原料**として活用。



LRTを中心としたゼロカーボンムーブの実現 (栃木県宇都宮市・芳賀町)

<対象エリア>

宇都宮市・芳賀町のうち、JR宇都宮駅東側のLRT沿線における公共・民間施設、大学、一般家庭

<取組内容>

- 太陽光発電・大規模蓄電池を導入して100%再エネで稼働するLRTやEVバスを中心に**ゼロカーボンムーブ**を実現
- 需要家側蓄電池の制御やEVバスを調整電源として活用し、**高度なEMS**を構築し、中心市街地の脱炭素化を実現



全国初の全線新設LRT: Light Rail Transit
(令和5年8月26日供用開始)

(参考) 地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）③

中心市街地の脱炭素化、アルミ産業と連携した 使用済PVパネル資源循環 (富山県高岡市)

<対象エリア>

高岡市定塚地区の一部

<取組内容>

- 基幹産業であるアルミ産業を巻き込み、先行地域内外で発生する使用済太陽光パネルをマテリアルリサイクルし、**サーキュラーエコノミーモデル**を構築。
- 中心市街地の**飲食店・民間施設等**にオンサイトPPAにより太陽光・蓄電池を導入とともに、大型商業施設・宿泊施設の省エネ改修・ZEB化を推進。



福岡金属工業団地

高岡市中心市街地



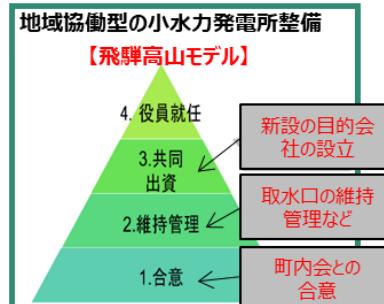
地域協働型の小水力発電所の推進 (岐阜県高山市)

<対象エリア>

小水力発電立地町内会、市街地

<取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を提示して合意形成を図り、**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進。
- 事業で得られた**収益**の一部を「まちづくり協議会」の取組の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**。



小水力発電施設

(参考) 地域特性に応じた取組事例 (脱炭素先行地域) ④



森とくらしの資源循環による脱炭素化 (岡山県西粟倉村)

<対象エリア>

- (1)公共施設群、観光施設群、木材加工・バイオマス施設群
- (2)しごと・くらし応援住宅エリア、村営住宅エリア

<取組内容>

- **村全域の公共施設等に屋根置き太陽光・蓄電池を設置**し、既存再エネ設備を活用しながら、設立予定の地域新電力を通じて**エネルギー管理**を行いながら**脱炭素化**
- 活用の難しい廃棄物（樹皮バーカ）を活用した**バーカボイラー**を導入し、循環社会を実現



※西粟倉水力発電所
既設の小水力発電等で生産された電力を地域全体に供給する。

持続可能な農業の展開

県主導のRE100産業団地の創出 (熊本県)

<対象エリア>

阿蘇くまもと空港を中心とする約8.7km²のエリア

<取組内容>

- RE100を標榜する**世界的半導体メーカーTSMCの進出**に合わせ、阿蘇くまもと空港と隣接する産業集積拠点を中心に、オンラインPPAによる太陽光・蓄電池、ダム湖での水上太陽光発電、木質バイオマス発電等を導入し、脱炭素化。
- **再エネ供給により**、脱炭素を推進する**企業誘致を加速**するとともに、民生・産業部門へ取次契約により再エネ電気を供給する**地域エネルギー会社を新設**し、**全県展開**を目指す。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア
右：2023年3月に供用開始した
阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビル

重点対策加速化事業の採択自治体（R4～R6）

■ 全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、141（※）自治体を採択（34府県、81市、26町）
 （※）令和6年度開始自治体については、内示済自治体数のみを計上しており、今後、増加予定

令和4年度開始

令和5年度開始

令和6年度開始

32自治体

（11県、15市、6町）

77自治体

（18県、47市、12町）

32自治体

（5府県、19市、8町）

※内示済自治体数のみを計上しており、
今後、増加予定

鳥取県
島根県

中国ブロック(4県、10市町)

鳥取県、南部町
島根県、出雲市
美郷町
岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県、呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県

滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県

近畿ブロック(4府県11市町)

滋賀県
京都府、京都市、向日市、京丹後市
枚方市、八尾市、河内長野市
芦屋市、宝塚市
奈良県、奈良市
和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

福岡県

九州ブロック(6県、14市町村)

福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、糸島市、大木町
佐賀県、鹿島市
長崎県、長崎市、松浦市
熊本県、熊本市、荒尾市
大分県、大分市
宮崎県、宮崎市、串間市、三股町
鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、南九州市

四国ブロック(4県5市町)

徳島県、徳島県、北島町
香川県
愛媛県、新居浜市、鬼北町
高知県、高知市、土佐町



北海道

北海道ブロック(10市町)

札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、士幌町、鹿追町、白糠町

岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県、仙台市、東松島市
秋田県
山形県、山形市、長井市
福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

栃木県
群馬県
埼玉県
神奈川県

関東ブロック(6県23市町)

栃木県、那須塩原市
群馬県
埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市
入間市、新座市、白岡市
横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
山梨県
静岡県

富山県
石川県
福井県
長野県
岐阜県
愛知県
三重県

中部ブロック(6県、22市町村)

富山県、富山市、魚津市、氷見市、立山町
加賀市、津幡町
福井県、越前市
長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市
箕輪町、高森町、木曾町、小布施町
岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県、いなべ市、志摩市

(参考) 重点対策加速化事業（R6年度採択）の事例①



群馬県地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画 (群馬県)

- 本事業を活用し、中小企業に対し太陽光発電設備・蓄電池補助を行い、県内企業の脱炭素化の取組を加速化させる。その際、地域金融機関や商工団体からなる**中小企業ソーターズと連携して取り組む。**
- また、**地産地消型PPA（群馬モデル）として、県内事業者へ県営水力発電所の再エネ電力を供給。**そのほか共同購入や再生可能エネルギー設備導入資金融資等の支援を行い、引き続き取組を推進。
- 個人向けの太陽光発電設備・蓄電池補助については、**補助上限額を抑制し取組件数を増やす工夫**をするほか、既に太陽光発電設備を設置している個人には県が単独で蓄電池支援を実施。



県内の水力発電所



太陽光発電設備導入イメージ

熊本連携中枢都市圏の市町村有施設における 電力の脱炭素化と災害に強い地域づくり (熊本県熊本市)

- 熊本市が中心となって**熊本連携中枢都市圏の市町村（7市10町2村）の支援**を行い、公共施設の太陽光発電設備や蓄電池の導入を行い、**ノウハウの水平展開**を図る。
- 既に熊本市の市有施設へ電力供給を行っている**スマートエナジー熊本(株)等民間事業者と連携**し、公共施設のエネルギーの最適化と災害に強い自立分散型エネルギーシステムの構築を図る。



(参考) 重点対策加速化事業（R6年度採択）の事例②



多雪地域で取組む脱炭素と快適な生活の実現 (福井県越前市)

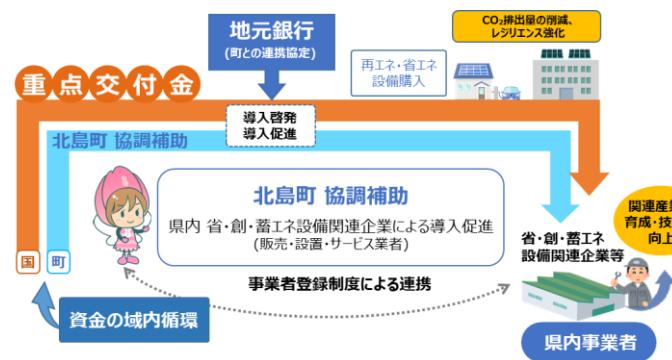
- 多雪地域対応の融雪型や垂直型等の太陽光発電設備に対する補助を行う。その際、施工ノウハウや検証結果の積み上げと分析を行い、多雪地域自治体の参画も呼びかけることで、他の自治体への普及と施工業者の育成を同時に図る。
- 利用停止となった小学校のプール等を利用して、太陽光発電設備を設置する。プールの解体の必要がなく、設備を現状のまま利用できるため、施工スケジュールの短縮効果が見込めるほか、設置する小学校は、災害時における避難所でもあることから、有事の際の電源供給も可能となる。



融雪機能付き太陽光発電設備 太陽光発電設備設置予定小学校
プール

北島町ゼロカーボンシティ重点対策加速化事業 (徳島県北島町)

- 南海トラフ巨大地震等へのレジリエンス強化のため、4m程度の盛り土をした防災団地を造成し、当該区画の住宅への太陽光・蓄電池等の導入を条例で義務づけることを検討するとともに、本事業により支援を行う。
- 個人向け・事業者向け設備導入補助において、県内事業者の登録制度を設け、施工を登録事業者が実施する場合は、町費による協調補助（上乗せ補助）を実施する。



脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を契機とした 脱炭素ドミノの基盤構築（波及効果）



○これまでに脱炭素先行地域を73地域、重点対策加速化事業を141自治体選定。その他地域への**地域脱炭素の基盤構築（先行地域の範囲を超えて活動をし得る地域金融機関・地域の中核企業・教育機関・都道府県等を巻き込んだ取組）**を積極的に展開。

(主な例)

都道府県 牽引型	先行 栃木県、新潟県が、県内の先行地域を目指す市町村の計画づくりに係る調査委託費用等を支援
	重点 福島県が、重点を契機に、県知事を代表、市長会、町村会、商工会議所、金融機関等の関係221団体・者が参画するふくしまカーボンニュートラル実現会議を新たに設立するとともに、カーボンニュートラル推進条例の制定に向けて取り組む
	重点 岐阜県が、県内市町村の家庭・事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度を重点対策加速化事業を活用して創設し、市町村職員の底上げを図る
地域間連携型	先行 連携中枢都市の北九州市が、圏域17市町への再エネ導入の計画づくりを地域エネルギー会社と連携して実施
	先行 横浜市が、先行地域づくり事業において、エネルギー需要量の高いみなとみらい21地区の商業施設の脱炭素化に当たり、東北13市町村等からの再エネ電気調達を実施
地域エネルギー 会社連携型	先行 米子市の地域新電力（ローカルエナジー（株））が、境港市、邑南町の先行地域選定を契機に、当該地域に事業展開
	先行 湖南市の地域新電力（こなんウルトラパワー（株））が、湖南市の先行地域づくり事業において、PPA方式で太陽光設置を行うとともに、余剰電力の買い取り及び利益の地域還元を実施
地域金融機関 連携型	先行 山陰合同銀行が、鳥取県内の先行地域づくり事業を契機として、全額出資のごうぎんエナジーを設立し、同県で不足するPPA事業者として参画等
	先行 帯広信用金庫が、上士幌町の先行地域選定を契機に、自治体と連携して太陽光発電設備の無利子貸付を開始
	重点 浜松市、静岡銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫等からなる「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」を通じて、中小企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施
中核企業 連携型	先行 ヤンマーホールディングス（株）が、米原市と共同で先行地域において実施する耕作放棄地でのソーラーシェアリングについて、他県の農業者を呼び込み、ソーラーシェアリングのノウハウを他地域へ展開
	先行 阪神電気鉄道（株）が尼崎市と共同で、先行地域づくり事業においてゼロカーボンベースボールパークを実現するとともに、市内の阪神電鉄の駅（6駅）及びバス等を脱炭素化
地元事業者 育成型	先行 石狩市が、先行地域に選定されたことを契機として、石狩及び空知の森林組合や木材流通業者、重機メーカーなどで構成する協議会を通じ、バイオマス発電への林地残材の供給のためサプライチェーンを構築
	重点 新潟県、山形県、鳥取県などが、国の基準を上回る独自の住宅断熱性能基準を設定するとともに、地元工務店の活用や技術向上研修の実施を通じて、地元事業者を育成しながら事業を実施
地元人材 育成型	先行 さいたま市が、先行地域に選定されたことを契機として、埼玉大学、芝浦工業大学のキャンパス脱炭素化や、脱炭素先行地域の事業内容を取上げた講義や大学授業におけるワークショップを実施

脱炭素型ライフスタイルへの転換：デコ活の推進

■「デコ活」^(※)：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすための国民運動。

(※) 二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

- 今から10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康になり、**2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成**する、新しい暮らしを提案。デコ活応援団（官民連携協議会）を通じて、国民・消費者の新しい豊かな暮らし創りを強力に後押し。
- 令和6年2月、「**くらしの10年ロードマップ**」を策定。今後、フォローアップを毎年実施し、必要に応じて取組・対策を強化。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿



デコ活応援団（官民連携協議会）

- 協議会会員数：1,220（企業630、自治体304、団体等286）
- 取組、製品・サービス発信：400件（デジタル39、製品・サービス199、インセンティブ127、地域35）
- 官民連携プロジェクト数：77件

ロゴ・メッセージ



アクション

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しそれ
- ツ つながるオフィス テレワーク

デコ活宣言

2,012（組織：1,021、個人：991）

宣言①：製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします！

宣言②：生活・仕事の中で、デコ活を実践します！

（数値はいずれも令和6年4月2日時点）

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要



パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

改正法の施行期日：令和7年4月1日 ※一部の規定は公布日等施行

背景

- ・二国間クレジット制度（JCM）は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- ・増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成※に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- ・また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

※ パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。（2024年2月時点）

主な改正内容

① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- ・パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手続等を規定する。
- ・現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。

② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- ・現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができるとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。
- ・許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加する。
※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- ・原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- ・排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等



2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）



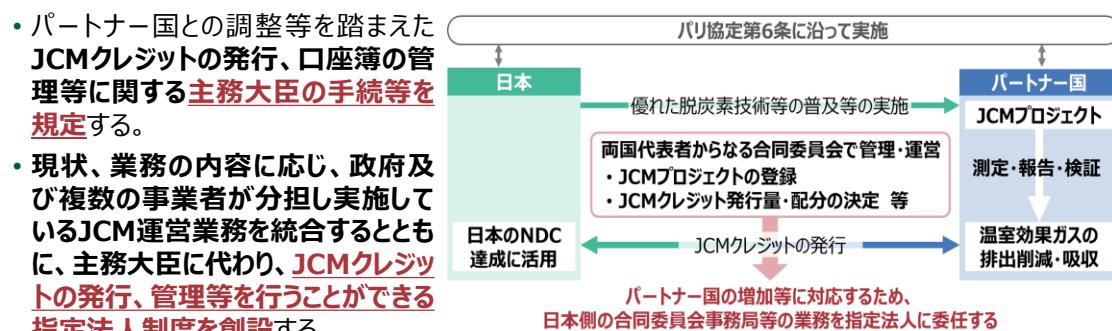
水上太陽光発電（埼玉県所沢市）



廃棄物発電（ベトナム）



バイオガスプラント（北海道上士幌町）



これまでご意見いただいている地域脱炭素に関する主なニーズや課題



＜財政的な支援・措置に関する御意見＞

- ・「GX経済移行債」も活用し、自治体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。
- ・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、予算規模や申請上限額、事業年度を大胆に拡充するとともに、より一層の運用改善を行うこと。
- ・「脱炭素化推進事業債」の対象拡充、事業期間延長。

＜人材支援に関する御意見＞

- ・地域の脱炭素化に向けて、専門人材の派遣や人材育成など、即効性のある人材支援策を大幅に強化。
- ・都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充。

＜地域共生型再エネに関する御意見＞

- ・地域脱炭素化促進事業に係る市町村への財政支援や、同事業の実施主体となる地元事業者への税制上の優遇措置を行う等により、実効性の高い制度の構築。
- ・太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるようリユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組み構築・実施。
- ・地域に裨益するスキームづくりが重要。投下した事業費を回収して、リプレースするため事業者が利益を享受できることが地域の自立には不可欠。

＜情報基盤整備＞

- ・P D C Aサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、自家消費分まで含めた地域における再エネ電力の需給状況や非化石証書などのクレジットの活用状況、Z E H、Z E B導入状況など必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤整備。

これまでご意見いただいている地域脱炭素に関する主なニーズや課題

＜連携・役割分担＞

- ・国による関係主体の取組の促進。広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みの構築。都市自治体の取組に対する必要に応じた、国の地方支分部局や都道府県による支援の確実な実施
- ・県と市町の役割分担整理による効率的な事業の推進や、県単位・広域都市連携などの取組推進

＜企業の脱炭素化支援＞

- ・国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう、経済的なインセンティブを強化・継続
- ・大規模な工場等への支援をどう進めていくかが大きな課題。計画策定でもハードルが高く、また中小企業を巻き込んだ計画することが必要。

＜交通分野＞

- ・電動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備等に係る財政措置を拡充。
- ・自家用車依存の高い地方部における公共交通への積極的な支援や、新モビリティサービス（MaaS、C A S E）の基盤づくりを推進。

＜産業分野＞

地域の企業がサプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、計画的な省エネルギー設備投資、再生可能エネルギー・水素・アンモニア等の次世代エネルギーの積極的な導入など、実行性のある脱炭素対策を促進するための十分な支援策を講じること。

農業機械の電動化や脱炭素燃料化、畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援。農地へのバイオ炭、作物残渣等の投入による炭素貯留などの一層推進

※地方団体の要望書、令和4年に実施した47都道府県の全国行脚及び令和4年及び5年に実施した各都道府県の市長会や町村会との意見交換における首長等の出席者からの意見を基に整理

參考資料

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算 42,520百万円 (35,000百万円)】
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

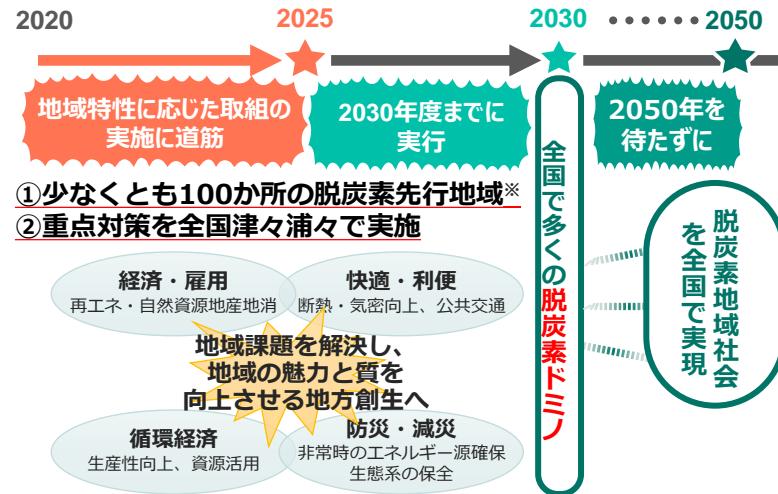
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) (2) 交付スキーム>



地域脱炭素推進交付金 事業内容

事業区分	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型） 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネジメント 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等）</p> <p>2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能）</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p>		



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマスのエネルギー利用



家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギー管理
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ



自営線
マイクログリッド

地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネ改修、電動車)
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象事業について、次のとおり明確化。
・蓄電池・自営線・エネルギー・マネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
・省CO₂設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象(庁舎等は対象外)
・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象(通常の公用車は対象外)
・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 辺地対策事業債(充当率100%、交付税措置率80%)の対象事業について、次のとおり明確化。
・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備(※)及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

【地方財政措置】脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネ改修、LED照明の導入		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー設備整備(地域内消費を主目的とする事業)に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

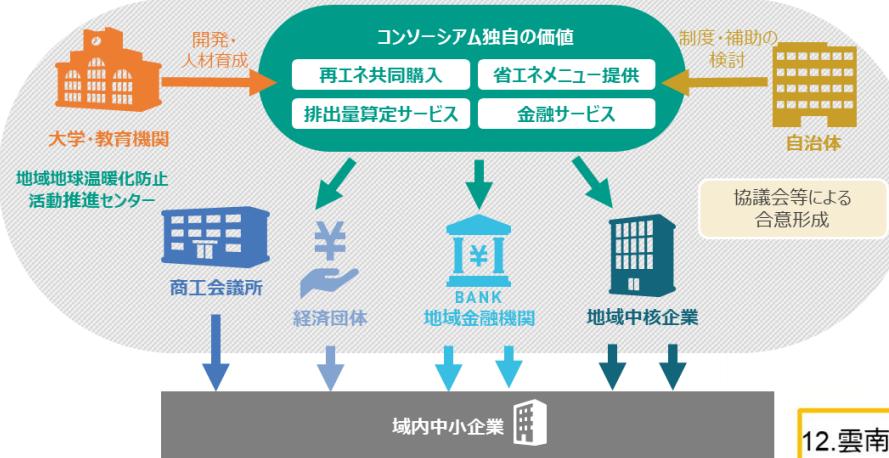
※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業（支援体制構築）

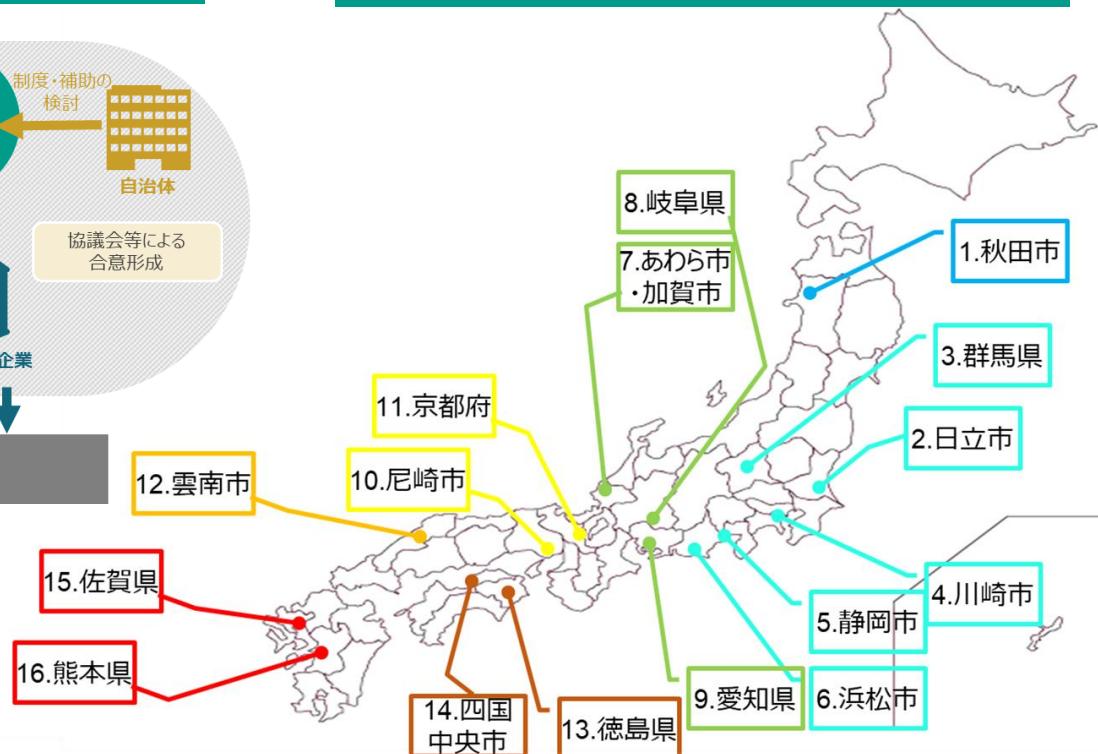
バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業（令和6年度予算14億円の内数）

- 普段から中小企業と接点を有する**地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体**が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの支援体制構築に向けたモデル事業を実施
- R5年度は、全国で**16件**のモデル地域を採択し、**各地域特性**を活かして支援体制構築に向けた取組を推進

地域ぐるみでの支援体制構築（イメージ）



R5年度モデル事業採択地域



R5年度地域ぐるみ支援事業の対象地域（16地域）



実施エリア	申請者	実施エリア	申請者
秋田市	北都銀行（秋田市、秋田銀行、秋田信金、秋田商工会議所、秋田市地球温暖化防止活動推進センター）	愛知県	愛知県（愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、豊橋信金、知多信金、豊田信金、碧海信金、西尾信金、名古屋商工会議所）
日立市	日立市（日立地区産業支援センター）	尼崎市	尼崎市（尼崎信金、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、尼崎工業会、尼崎地域産業活性化機構）
群馬県	群馬県（群馬銀行、東和銀行）	京都府	京都府（京都市、京都銀行、京都信金、京都中央信金、京都北都信金）
川崎市	川崎市（川崎信金、きらぼし銀行、横浜銀行、川崎商工会議所、川崎市産業振興財団）	雲南省	雲南省（山陰合同銀行、島根銀行、しまね信金）
静岡市	静岡商工会議所（東京海上日動火災保険）	徳島県	阿波銀行（徳島県、徳島大正銀行、阿南信金）
浜松市	浜松市（静岡銀行、浜松いわた信金、遠州信金、浜松商工会議所、浜松地域イノベーション推進機構、浜松新電力）	四国中央市	四国中央市カーボンニュートラル協議会（伊予銀行、愛媛銀行、愛媛県紙パルプ工業会、四国中央商工会議所）
加賀市・あわら市	福井銀行、北陸銀行、北國銀行（あわら市、加賀市、各観光協会）	佐賀県	佐賀銀行（佐賀県、佐賀市、唐津市、鹿島市、小城市、嬉野市、多久市、基山町、有田町、太良町、玄海町）
岐阜県	岐阜みらいポータル協会（岐阜商工会議所）	熊本県	肥後銀行

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

(SHIFT事業)【令和6年度予算33億】【令和5年度補正40億】



①CO₂削減計画の策定、②省CO₂型設備への更新を支援。

脱炭素化のステップと2つの補助事業

1. 削減余地の把握・対策検討

2. 実施計画の策定

3. 対策実施

CO₂削減目標達成

①CO₂削減計画策定支援

②省CO₂型設備更新支援

1. 概要

年間CO₂排出量50t以上3,000t未満の工場・事業所を保有する中小企業等に対し、CO₂排出量削減余地の診断および「CO₂削減計画」の策定を支援。

2. 補助率・補助上限額

3/4、補助上限は支援内容により50~100万円
(※DX型計画策定支援は補助上限を100万円増額)

3. 特徴

CO₂削減余地の診断の経験豊富な「支援機関」が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。さらに、CO₂削減目標と実施方法を示す「CO₂削減計画」の策定を支援します。

1. 概要

「CO₂削減計画」に基づく設備更新を支援。

2. 補助率・補助上限額

- A. 標準事業：1/3、補助上限1億円
- B. 大規模電化・燃料転換事業：1/3、補助上限5億円
- C. 中小企業事業：CO₂削減量比例型補助、補助上限0.5億円

3. 特徴

高効率設備、電化・燃料転換を伴う設備。再エネ設備など、多様な設備が対象です。必要に応じて排出量取引等を実施して、着実にCO₂削減目標を達成します。

事業の流れ



支援機関の選定と、
支援対象範囲の
合意

採択



支援機関による現状把握と分析
(「診断報告書」
の作成)



支援機関による、事
業者の意向を踏まえ
た「CO₂削減計画」
の策定

事業の流れ



「CO₂削減計画」の
提出
(①の支援事業で策定
したものを利用できる)

採択



高効率設備や再
エネ設備導入補助を
活用し、「CO₂削減
計画」を実行



目標年度のCO₂排出
量の算定・検証と、
CO₂排出量取引による
CO₂削減目標の達成

地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 令和4年2月に、地方自治体やステークホルダが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和6年3月更新）。

脱炭素先行地域は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において地方が目指すべきモデルである「地域ビジョン」の一つとして位置づけられており、同戦略において本支援ツール・枠組みについて更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していくこととされている。

- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ1府6省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ163事業掲載（令和5年度補正及び令和6年度当初予算（案）。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域**に選定された場合に優遇措置等を受けることができる事業が32事業



各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省（43事業）

- 地域脱炭素推進交付金
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 商用車の電動化促進事業

他40事業

内閣府（10事業）

- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1/2/3等）
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型）

他7事業

総務省（9事業）

- ローカル10,000プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- ふるさと融資制度
- 人材面からの地域脱炭素支援

他5事業

地方財政措置（7事業）

- 脱炭素化推進事業債
- 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- 過疎対策事業債（特別枠）
- 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債

文部科学省（5事業）

- エコスクール・プラス
- 国立大学・高専等施設整備
- 公立学校施設の整備
- 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリジョン

農林水産省（27事業）

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（バイオマス地産地消）
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立

他25事業

経済産業省（17事業）

- 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- 水力発電の導入加速化事業
- 需要家主導型及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金
- 水力発電の導入加速化事業

他15事業

国土交通省（45事業）

- サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- 既存建築物省エネ化推進事業
- 都市再生整備計画事業
- 都市・地域交通戦略推進事業
- 先導的グリーンインフラモデル形成支援

他40事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

(参考) 社会全体の脱炭素化を加速化するための制度変更①



導入に時間要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たって、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を確保する。

地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型 再生可能エネルギー 促進

- 地球温暖化対策推進法の一部改正（令和3年6月公布）を行い、市町村が地域の自然的・社会的条件に応じて、環境に適正に配慮し、地域の円滑な合意形成を図りつつ、地域に貢献する再エネを促進する区域等を地方公共団体実行計画に定め、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、**都道府県及び市町村が共同して定める**ことができるうこととし、その場合は**複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行う**こととする制度改正を、国会提出中の温対法改正案に盛り込み。
※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域
- 「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業（2022年度）」による地方公共団体の地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定支援等
- 再エネポテンシャル等の把握に役立つ各種ツール（REPOS等）の提供

風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

- 陸上風力発電については、環境アセスメントに係る現行制度の課題を整理した上で、新制度の大きな枠組みを取りまとめた。
- 洋上風力発電については、EEZに設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度を創設すること併せて、**促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこと**とし、これに伴い、**環境影響評価法の相当する手続を適用しないこと**とする制度改正を今国会提出中の再エネ海域利用促進法改正案に盛り込み。

(参考) 社会全体の脱炭素化を加速化するための制度変更②



導入に時間要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たって、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を確保する。

地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化

- 「地熱開発加速化プラン」において、10年以上の地熱開発までのリードタイムを最短8年まで2年程度短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む）を現在の約60施設からの倍増を目指す
 - 自然公園法及び温泉法の運用見直し：2021年に、国立・国定公園内の地熱開発の取扱い通知及び温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改正
 - 温泉事業者等の地域の不安や自然環境への支障を解消し、円滑な地域調整による案件開発を加速化するために、2021年度から地域共生型資源探査手法の検討、地産地消型・地元裨益型の地熱のあり方を検討するとともに、IoTを活用した連続温泉モニタリングによる科学的データの収集・調査を試行的に実施し、2022年度から全国を対象に本格的に実証事業を実施

住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応

- 2022年6月に建築物省エネ法を改正。全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合の義務付けなどの措置により、省エネ性能を底上げ（2025年度までに全面施行）。
- 木材利用促進のため、防火規制や構造規制の見直し等、建築基準を合理化。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年7月25日・26日全国知事会)



- (1) 国と地方の役割を踏まえての一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。また、2050年カーボンニュートラルに向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れること。
- (2) 自治体での地域共生型再生可能エネルギーの大量導入や省エネルギー対策の推進により、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、今後10年間で20兆円規模を発行するとされる「GX経済移行債」も活用し、自治体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」については、各自治体で計画した事業が確実に実施できるように、予算規模や申請上限額、事業年度を大胆に拡充とともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。
- また、自治体自らが行う脱炭素化の取組を支援する「脱炭素化推進事業債」が創設されたものの、用途が公共施設等の脱炭素化に限られている上、使途に制限があることから、制度を見直すとともに、事業期間についても延長を図り、継続的に地域の脱炭素化を支援すること。さらに、上記によらない自治体の取組を支援するため、国庫補助事業の地方負担分はもとより、自治体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、地域の脱炭素の取組が加速するよう、脱炭素化推進事業費を増額した上で、大胆かつ十分な地方財政措置を講じること。
- (3) 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、都道府県別の温室効果ガス排出量算出に係る統計資料を早期に提供するとともに、既設分も含めた再生可能エネルギーなどのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況や非化石証書などのクレジットの活用状況、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）導入状況等について、都道府県別、市町村別に統計整備し、提供すること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年7月25日・26日全国知事会)



- (4) 地域の脱炭素化に向けて、専門人材の派遣や人材育成など、即効性のある人材支援策を大幅に強化すること。また、カーボンニュートラルを実現していくためには、国民の理解とライフスタイルの転換が必要不可欠であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響、地球温暖化対策について分かりやすい形で国民に発信し、国民の理解と行動変容の促進につなげること。
- (5) 政府が目指すカーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮とともに、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。また、J-クレジットについては、創出拡大のための見直しを進めるとともに、森林吸収系クレジットについては国内外でも汎用性のある制度となるよう内容の拡充を図ること。さらに、炭素税の検討に当たっては、気候変動対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえること。
- (6) 脱炭素化のための基盤を整えるためには、まず、国民生活や経済活動に大きな影響を与える電力需給ひつ迫を乗り越えることが重要である。そのため、電力需給の安定的な運用に努めるとともに、セーフティネットとしての計画停電に至らないよう、熱中症など健康に注意した節電や省エネを国民や事業者等に促す上で必要な情報を、具体的かつ詳細に発信すること。更に、自治体による住民等に向けた節電、省エネの普及啓発や助成事業等について、国民に向けた広報や財政支援などを行うこと。
- (7) ロシア・ウクライナ情勢を受けて、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題となっている。こうした中、エネルギーの安定供給と脱炭素化を両立させるため、「水素基本戦略」に基づき、サプライチェーンの構築や供給インフラ整備、水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化など、新たなエネルギーの実用化に向けた支援策を講じること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年7月25日・26日全国知事会)



2 交通分野の施策

2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、以下を提言する。

- (1) EVやFCVの早期普及へ向け、購入補助や税優遇の更なる拡充のほか、価格低減を促すための技術開発支援や、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置による高速道路等の利用料金減免といったインセンティブ付与など、実効性のある取組を進めるとともに、充電・充填インフラなどの環境整備を加速すること。なお、インフラ整備に当たっては、積雪寒冷地など地域の特性に配慮すること。(2) 自家用車依存の高い地方部における公共交通への積極的な支援や、新モビリティサービス（MaaS、CASE）の基盤づくりを推進し、全体としてCO₂排出量を抑え、地域における多様な移動手段を確保すること。
- (3) 従来のトラックによる貨物輸送から、環境負荷が低いとされている鉄道や船舶、燃料電池トラック等への転換を促すこと。また、輸送拠点の集約など物流の効率化・合理化を促進すること。ディーゼル機関車（鉄道）については、動力源の非化石化に向け、非化石ディーゼル燃料の導入や、燃料電池機関車への転換を促すこと。さらに、LNG燃料船、水素・アンモニア燃料船、バッテリー船等の先進的な取組の実証・導入や、モーダルシフトによりCO₂排出量が増加する鉄道事業者・船舶事業者に対して積極的な支援等を行うこと。

3 建築分野の施策 住宅をはじめ、公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなど、建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化を実現するため、以下を提言する。

- (1) 新築住宅は、地域工務店等のスキルアップを含め、十分な支援策を講じた上で再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの早期適合義務化を図るとともに、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うこと。また、多雪地域等、太陽光発電や断熱化に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、技術開発や設置に当たっての財政支援を行うこと。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年7月25日・26日全国知事会)



- (2) 既存住宅は、高断熱性能の確保、再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置に向け、全国の自治体が足並みを揃えて取り組めるよう、税制上の優遇措置を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。
 - (3) 業務用建物に係る各省庁の補助制度は、ZEBの推進に資することを前提としたものにするとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。
- 4 産業分野の施策 地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、以下を提言する。
- (1) 工場等における熱電併給の導入など計画的な省エネルギー設備投資、再生可能エネルギー・水素・アンモニア等の次世代エネルギーの積極的な導入、電化が困難な産業における化石燃料の消費削減・燃料転換、生産過程で多くの二酸化炭素を排出する産業における新たなプロセス開発、大規模な水素・アンモニア需要の見込めるエリアにおける供給インフラ整備、カーボンニュートラルコンビナートへの転換など、実効性のある脱炭素対策を促進するための十分な支援策を講じること。加えて、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む企業のニーズに対応した脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組への支援策を講じること。
 - (2) 次世代太陽電池であるペロブスカイト太陽電池などの実用化や、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。
 - (3) 脱炭素社会への移行に当たっては、再生可能エネルギーの普及や自動車・船舶などの電動化、水素やアンモニア・合成燃料・バイオ燃料などの代替燃料への転換などによる産業構造の変革が予想される。このため、産業界からの意見を踏まえて関連企業への支援を強化するとともに、これにより大きな影響を受ける雇用についても対策を講じること。加えて、CCUS/カーボンリサイクルの研究開発を引き続き行い、実用化を加速すること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年7月25日・26日全国知事会)



- (4) 農業機械の電動化や脱炭素燃料化、畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。また、農地へのバイオ炭や作物残渣等の投入による炭素貯留など温室効果ガスを低減する取組を一層推進すること。
- (5) カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用や、温室効果ガスの分離回収など、資源循環への移行を加速させるため、技術開発や施設整備に当たっての財政支援を行うこと。

5 再生可能エネルギー分野の施策

第6次エネルギー基本計画において、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしていることから、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるとともに、再生可能エネルギーの熱利用についても促進する必要があるため、以下を提言する。

- (1) 系統接続の制約の早期解消に向けて、広域系統長期方針（マスター・プラン）及びGX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めること。また、送電線の容量不足を補うために系統接続を希望する再生可能エネルギー発電事業者が負担する工事費等について支援すること。加えて、系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものであることから、更なる導入拡大のために、支援策を拡充すること。
- (2) FIT・FIP制度運用に係る手続きの効率化・迅速化を行うこと。新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に時間を要するなど速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。(3) 長期電源化のためには、既存の再エネ設備について、FIT制度の調達期間終了後も最大限の活用を図ることが重要であることから、事業者による適正管理のための追加・再投資への支援など適切な環境整備に向けた方策について検討を進めること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年7月25日・26日全国知事会)



- (4) 地方における再生可能エネルギーの活用量を拡大し、太陽光発電などの出力制御の際の需給調整対策としても有効である蓄電池の普及を推進するため、FITを活用した既設の再エネ発電への導入も補助対象とするなど支援制度を拡充すること。
- (5) 再生可能エネルギー由来の余剰電力により生産されるグリーン水素の利活用に向けて、調整手段確立に向けた研究開発等を支援するとともに、価格補填の制度構築や水素パイプライン等の供給インフラの整備をすること。また、「水素基本戦略」に基づき、水素製造装置の製造基盤確立も含め、国内のグリーン水素製造関連企業を最大限支援するなど、水素製造基盤の確立を図るとともに、先駆的な取組を推進する自治体への支援策を講じること。
- (6) 改正地球温暖化対策推進法により導入された「促進区域」制度を市町村が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る市町村への財政支援や、同事業の実施主体となる地元事業者への税制上の優遇措置を行う等により、実効性の高い制度を構築するとともに、促進区域に限らず事業者が地域住民に事前に事業内容を説明する仕組みを整備すること。また、発電事業終了後の設備の放置・不法投棄についても必要な対策を講じること。
- (7) 再生困難で今後営農が見込めない荒廃農地について、非農地判断や農地転用手続きの後に太陽光発電設備を導入するなど地域と共生した形で活用する場合は、山林化している荒廃農地の整地費用など、十分な支援策を講じること。
- (8) 洋上風力発電の設置の拡大に向けて、排他的経済水域（EEZ）への展開を可能とする法改正などの背景を踏まえ、浮体式洋上風力発電の技術開発や、実証試験に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。また、洋上風力発電の設置や維持管理の際に必要となる港湾について、地域振興の方向性などをふまえ、地域の実情に応じた整備を推進できるよう支援策を講じること。
- (9) 洋上風力発電以外の海洋再生可能エネルギー、地熱、太陽熱など、国内において膨大に賦存しているものの十分に開発が進んでいない再生可能エネルギーの技術開発について、積極的かつ継続的に推進すること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年7月25日・26日全国知事会)



- 6 吸収・適応分野の施策 森林資源の循環利用と森林の健全な育成、また、藻場・干潟の保全や拡大を図ることで二酸化炭素の吸収量を確保するとともに、防災・減災などの適応策を講じるため、以下を提言する。
- (1) 木材の生産・再造林、保育等の森林整備や、ＩＣＴ等を活用し作業の効率化を図る「スマート林業」の推進、林業の担い手の確保・育成への支援を強化すること。また、炭素貯蔵効果とともに、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、輸入木材と比べて、輸送時に二酸化炭素排出抑制効果が期待できる国産木材の活用や、未利用間伐材等のバイオマス発電・熱利用への活用など、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進すること。
- (2) 省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測・評価などの情報を積極的に国民や自治体に発信してリスクコミュニケーションを強化すること。また、地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センター運営等について、国において十分な財政措置を講じるとともに技術的援助の強化を図ること。
- (3) 藻場・干潟による炭素固定（ブルーカーボン）を各地で推進するため、地域において実施する藻場・干潟の保全や拡大の取組、海藻養殖の促進に対して支援を充実させること。また、ブルーカーボンにかかる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法などを早期に確立すること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年11月15日全国市長会理事・評議員合同会議決定)



1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

- (1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。
- (2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるように、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。
- (3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を大幅に拡充するとともに、所要額を確保すること。また、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。
- (4) 地域脱炭素の推進に係る計画策定や庁舎等への太陽光発電設備の設置、電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組が一層推進されるよう、財政措置を拡充するなど積極的な支援を講じること。特に、脱炭素化推進事業債については、事業期間を延長すること。
- (5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年11月15日全国市長会理事・評議員合同会議決定)



- (6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のP D C Aサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。また、再生可能エネルギー情報提供システム（R E P O S）の再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップに自治体のハザードマップ等の情報を反映すること。
- (7) 電力・ガスの小売全面自由化に伴い把握が困難になった市域内の電力・ガスの使用に関するデータを小売事業者ごとに公表するなど、都市自治体が域内の温室効果ガス排出量をより精緻に推計するために必要な情報を速やかに把握し、容易に分析できる仕組みを構築すること。
- (8) 国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう、経済的なインセンティブを強化し、継続すること。
- (9) 国が強力なイニシアチブを発揮し、太陽光発電や蓄電池の次世代技術開発、水素の利用、電動車関連技術の強化、カーボンリサイクル技術の確立など、脱炭素化に向けたイノベーションの創出と社会実装を推進すること。また、強靭な国内サプライチェーンの構築に向けて支援を強化すること。（10）電動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備等に係る財政措置を拡充すること。
- (10) バイオディーゼル燃料の利用を促進するため、支援措置を講じること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年11月15日全国市長会理事・評議員合同会議決定)



2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。特に、地域との共生・調和を推進するため、以下の措置を講じること。
- 1) 急傾斜地における太陽光発電設備の技術基準を定め、規模に応じた雨水・土砂流出防止対策を義務付けること。
 - 2) 50 kW以上 1,000 kW未満の太陽光発電事業に係る「地域活用要件」の創設など、大規模な事業への地元企業の参画を促すこと。
- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。特に、再生可能エネルギー設備設置に際して一層の地元の理解醸成を図るため、以下の措置を講じること。
- 1) 再生可能エネルギー発電設備下の草刈りなど、事業者による環境保全措置を義務付けること。
 - 2) 周辺地域へ事業が適切に周知されるよう、説明会開催の周知方法や説明会において説明すべき内容の詳細を示すこと。
- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるようリユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。特に、太陽光発電設備の廃棄が円滑に進むよう、以下の措置を講じること。
- 1) 廃棄等費用を太陽光パネル製品価格に上乗せするなど、義務的リサイクル制度を創設すること。

令和6年度国の施策及び予算に関する提言 (令和5年11月15日全国市長会理事・評議員合同会議決定)



- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるようリユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。特に、太陽光発電設備の廃棄が円滑に進むよう、以下の措置を講じること。
- 1) 廃棄等費用を太陽光パネル製品価格に上乗せするなど、義務的リサイクル制度を創設すること。
 - 2) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の積立て時期を FIT・FIP 交付期間の開始時からに変更するなど、確実に積立てが実施されるよう、制度を見直すこと。
3. 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進すること。また、先着優先ルールの見直しなど、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。
4. 地域新電力が再生可能エネルギー電気の調達に係る市場価格の変動リスクに対応し、安定的な事業運営を行うことができるよう必要な措置を講じること。

全国町村長大会要望（令和5年11月15日全国町村会）



1. 脱炭素社会の推進

- (1) 豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。
- (3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入や断熱改修の推進等により、住宅・建築物における省エネ性能等の向上が促進されるよう、効果的な支援策を検討すること。
- (4) 2035年に乗用車の新車販売で電気自動車100%の実現が表明されたことを踏まえ、充電インフラの整備について、補助要件の大幅拡充など、更に積極的に設置を進めること。

2. 地球温暖化対策の推進

- (1) 町村における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に当たっては、専門的な知見や財源不足等が懸念されることから、地域の実情に十分配慮し、町村に過度の負担が生じないよう技術的・人的支援や財政支援を講じること。
- (2) 町村が、その自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、また、町村の地方公共団体実行計画に設定した温室効果ガス削減目標及び区域内の排出抑制等における施策目標を達成できるよう、積極的に税財政上の措置を講じること。
- (3) 地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、町村の負担軽減のため、事務手続きの簡素化や人材支援を講じること。